

裁判年月日 平成24年5月24日 裁判所名 東京高裁 裁判区分 判決

事件番号 平24(ネ)1024号

事件名 理事会決議無効確認請求控訴事件

裁判結果 棄却 文献番号 2012WLJPCA05246009

東京都板橋区<以下省略>

控訴人 X

同訴訟代理人弁護士 河住志保

東京都板橋区<以下省略>

被控訴人 Y管理組合

同代表者理事長 B

同訴訟代理人弁護士 佃克彦

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 主位的請求

平成23年3月29日及び同年4月27日に開催された被控訴人の理事会における、被控訴人の管理費からa町会に町会費年額28万2600円を支払う旨の決議が無効であることを確認する。

- 3 予備的請求

平成22年6月27日に開催された被控訴人の定期総会における管理費会計等予算案の承認決議のうち、被控訴人の管理費からa町会に町会費年額28万2600円を支払うことを承認した部分の決議が無効であることを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、マンションの区分所有者により構成される管理組合である被控訴人に対し、その構成員である控訴人が、主位的に、被控訴人の理事会における管理費の中から町会費を支払うとの決議は、被控訴人の目的の範囲に含まれない事項に関するものであるとして、その無効の確認を求め、予備的に、被控訴人の定期総会における予算案の承認決議中の管理費から町会費を支出することを承認する部分は、同じく目的の範囲に含まれないとして、その無効の確認を求める事案である。
原判決は、主位的請求につき、被控訴人の理事会は、管理費の中から町会費を支払うことを改めて決定する内容の決議をしておらず、予備的請求につき、管理費から町会費を支払うことが被控訴人の目的の範囲に含まれない事項であるとはいえないとして、いずれの請求も棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴をした。
- 2 前提となる事実並びに争点及び当事者の主張は、次のとおり、当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2(原判決2頁9行目から6頁17行目まで)のとおりであるから、これを引用する。(当審における控訴人の主張)

- (1) 本件3月理事会及び本件4月理事会における決議の有無及び効力について
理事会は、予算執行の是非について改めて意思決定(決議)を行うべき立場にあ

り、理事会による予算の執行は、その是非を検討した上で執行の決定をするという意味で、単なる確認行為ではなく、本件規約52条7号に定める総会による一般的な付託事項である。また、本件の町会費に関する予算執行については、第5期理事会において、町会費の徴収・支払方法の変更が議論されたものの変更するには至らなかったが、第6期第1回理事会において、これにつき継続して検討することとしていることなどに照らすと、町会費の徴収・支払方法について理事会に個別に付託され、本件3月理事会及び本件4月理事会においてはこれに基づく決議が行われたというべきである。

そして、本件3月理事会及び本件4月理事会における管理費から町会費を支出する旨の決議は、本件管理組合の目的の範囲外の行為であり、本件規約26条が規定する管理費の使用目的にも含まれないから、無効である。

(2) 管理費から町会費を支出する予算を承認する本件総会決議の効力について

本件マンションの管理組合である被控訴人は、建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行うための団体であって、管理以外の行為をすることはできない。他方、町内会は、一定の地域に居住する住民等を会員として設立された任意の団体であり、入会するかどうかは個人の意思による。したがって、管理組合の規約や総会又は理事会の決議によって町内会への加入を強制したり、管理費から町会費を支出したりすることは、管理組合の目的の範囲外の行為であって許されない。また、管理規約は、「建物又はその敷地若しくは付属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項」について定めるものであるから(区分所有法30条1項)、これに当たらない町内会への加入義務や町会費の支払について規約で定めることもできない。

そして、管理費から町会費を支出する予算を承認する総会の決議は、区分所有者の町内会からの退会の自由を奪うことになり、事実上の強制加入の結果を生じさせるものである。

この点に関し、最高裁平成17年4月26日第三小法廷判決(裁判集民事216号639頁参照)は、県営住宅(団地)の入居者によって構成される権利能力なき社团である自治会は、強制加入団体ではないとして、同自治会への退会の申し入れをした会員には自治会費を支払う義務はないと判示しているのであり、本件においても、被控訴人の構成員である区分所有者は、本件町会への加入を強制されず、加入していない区分所有者は町会費を支払う義務はないところ、本件総会における管理費から町会費を支払う部分に係る予算の承認決議は、事実上本件町会への加入を強制し、加入しない区分所有者にも町会費の支払を負担させることになるから無効である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、主位的請求については、被控訴人の理事会が控訴人主張の決議をしたとは認められず、予備的請求については、管理費から町会費を支出することは被控訴人の目的の範囲に含まれるから、いずれの請求も理由がなく、これを棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり、当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2(原判決6頁19行目から9頁26行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張に対する判断)

(1) 本件3月理事会及び本件4月理事会における決議の有無及び効力について

控訴人は、理事会は予算執行の是非につき改めて意思決定を行う立場にあるとして、予算の執行の決定は、本件規約52条7号所定の一般付託事項であると主張するが、本件規約には、管理費の支出に関する事項を理事会の決議事項とする旨の定めはなく、他方、管理費等の支出等の会計業務は会計担当理事が行うとされていること(本件規約38条2項)に照らすと、本件規約上、理事会は管理費の支出につき権限を持たないことから、少なくとも管理費に係る予算の執行の決議を行うことが一般的付託事項とされていたとすることはできない。

そして、第3期通常総会議事録(甲4)には、総会が理事会に検討を依頼する事項として、町内会費の負担及び収集方法等が記載されているが、このような記載のみで、理事会に対し上記事項について決定する権限を個別に付託したとみることは

できず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、理事会は、管理費から町会費を支出することを決定する権限を持たないし、それにつき一般的付託を受けていたとも、個別に付託を受けていたとも認められないから、本件3月理事会及び本件4月理事会において、無効確認の対象となる管理費から町会費を支出する旨の決議があったとすることはできない。

(2) 管理費から町会費を支出する予算を承認する本件総会決議の効力について

本件規約31条7号において「官公署、町内会等との渉外業務」が管理組合の業務として定められ、同規約66条20の(3)において「本件マンションの区分所有者または占有者は町内会に加入すること。その場合、名目の如何を問わず町内会費の負担があり、管理費に含んで徴収される。」と町内会への加入と町内会費の負担が定められており、本件規約のこれらの規定からすると、地域住民で組織する任意団体である町内会と良好な関係を形成し、本件管理組合の構成員にとって地域と調和の取れた環境を作り出すための活動をするのも本件管理組合の業務として定めていると解される。このような活動が本件マンションの環境整備の一環としてその管理に関する事項に含まれることはいうまでもない。したがって、本件管理組合が、本件町内会に町会費名目で金員を納入し、本件町内会の活動に参加し、それに協力することは、その本来の業務に含まれるというべきである。そして、本件管理組合による上記のような業務は、本件管理組合の構成員である本件マンションの区分所有者の承認のもとに行われるものであるから、それに伴って必要となる費用は本件管理組合の業務執行に伴う費用として管理費から支出することができるものであり、町会費はその費用ということができる。

ところで、本件管理組合においては、この町会費を管理費と区別して徴収することはしていないから、本件規約の町会費の負担に関する上記規定も、管理費から支出されるという意味において、区分所有者にその負担を求めたものと解すべきである。

この点に関し、控訴人は、管理費から町会費を支出することは、本件マンションの区分所有者に事実上本件町内会への加入を強制するものであり、無効であると主張するが、本件管理組合が本件町内会に納入する町会費は、上記のとおり管理費から町内会費名目で支出するものであるところ、本件町会への町会費の納入やその原資の徴収方法については本件管理組合自体がその団体的意思として決定すべき事柄であり、これを改めるのであれば総会における議事を通じて本件規約を改正すればよいのであって、本件規約の現行規定が原判決第2の1(3)のとおりである以上、これに従ってされた本件総会決議が無効とされることはない。控訴人が、引用する最高裁判決は、県営住宅(団地)の入居者と団地の住人によって構成される自治会との関係において、自治会に対し退会の意思表示した者に対する自治会費等の請求の当否が直接問題とされたものであって、本件と事例を異にし、同判決によって上記結論が左右されるものではない。

2 以上によれば、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却すべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 齋藤隆 裁判官 飯田恭示 裁判官 一木文智)